

身近なまちづくりの提案を募集します！ ヨコハマ市民まち普請事業 ～最大500万円を助成～



ヨコハマ市民まち普請事業（以下、「まち普請事業」）は、市民の皆様が主体となって行う地域の課題解決や魅力向上のための施設整備の提案に対して、支援・助成を行う横浜市独自の事業です。2段階の公開コンテストを経て選考された提案に、50万円～500万円の整備助成金を交付し、まちづくりを支援します。

4月1日より提案の募集を開始します！まち普請事業を通じて、皆様のまちの夢を形にしませんか？

応募要件の概要（詳細は添付リーフレットをご覧ください）

■応募できる方

- 横浜市内で、施設の整備を行おうとする箇所又はその近隣に居住する方、事業を営む方又は土地・建物等を所有する方（以下「住民等」という。）を3人以上含んでいるグループであること
- 整備に要する費用、整備における労力又は整備した施設の維持管理を負担するなど、自らが主体となって整備を行う意欲があること
- 事前に地権者等に整備提案の内容及び本事業に応募することを説明していること

■対象となる整備提案（提案する施設の分野は問いません！）

- 住民等が主体となって実施できる範囲であること
- 公共性があること
- 住民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源などを生かした取組で、その成果が地域まちづくりに寄与すると考えられること

*営利目的の施設の整備など、対象外となる提案があります。詳細は添付リーフレットをご覧ください。

このような施設整備に活用されています！



ふなだまりウッドデッキ(金沢区)
公園の水辺にウッドデッキを整備し、地域の憩いの場に



CASACO(西区)
長屋を改修し、多世代・多国籍の交流拠点を整備



100段階(青葉区)
階段のカラーリングを行い地域の名所に

上記の他、自然環境・歴史資源の保存、高齢者の見守り、子育て支援、防災・防犯など、分野を問わない幅広い施設の整備に、まち普請事業は活用されています。



◀まち普請事業ウェブサイト

*これまでの提案と整備内容をご覧ください。

裏面あり

まち普請事業の支援内容

- ① 市職員が支援
提案内容の整理や関係機関との協議・調整などを地域まちづくり課の職員が支援します。
- ② まちづくりコーディネーターの派遣
提案内容に関して専門的な見地からアドバイスができるまちづくりの専門家を紹介します。
- ③ 活動助成金(最大 30 万円)の交付
1次コンテストを通過した団体に2次コンテストに向けて活動助成金を交付します。
- ④ 整備助成金(50～500 万円)の交付
2次コンテストで整備助成金の対象として選考された団体に、整備助成金を交付します。

応募期間・申し込み方法

■応募期間 4月1日(金)～5月31日(火) 必着

■申込方法

応募書類(申込書・提案書)を横浜市都市整備局地域まちづくり課へ提出してください。
※メール又は郵送でも構いません。



◀まち普請事業ウェブページ2次元コード

まち普請

検索

※様式は、まち普請事業ウェブページからダウンロードできます。

■担当連絡先

都市整備局地域まちづくり課 ヨコハマ市民まち普請事業担当
電話 045-671-2679 E-mail tb-seibiteian@city.yokohama.jp

まち普請事業の流れ



- コンテストでは、整備提案のプレゼンテーション、審査員*との質疑応答等を行っていただき、公開で選考が行われます。
- 2次コンテストに向けた活動として、以前にまち普請事業を利用して整備を行った団体との懇談や、審査員による整備提案箇所の視察等を予定しています。

*審査員は、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき設置される「ヨコハマ市民まち普請事業部会」の委員8名です。(地域まちづくりについて専門的知識を有する者6名、市民公募により選出された2名)

お問合せ先

都市整備局地域まちづくり課担当課長 萩原 慶一

Tel 045-671-2665

応募の要件

整備提案できる方

次の要件をすべて満たすグループです。

- 次のいずれかに該当する横浜市内の住民等を3人以上含んでいること。
 - 1 整備場所又はその近く^{*1}にお住まいの方
 - 2 整備場所又はその近く^{*1}で事業を営んでいる方
 - 3 整備場所又はその近く^{*1}に土地や建物を所有している方
- 自らが主体となって整備を行う意欲があること。
- 事前に地権者等^{*2}に整備提案の内容及び本事業に応募することを説明していること。

※1 「その近く」とは、原則として、整備予定場所が所在する町丁目とその町丁目に隣接した町丁目までとしています。

※2 「地権者等」とは、土地・建物を所有している、借りている、又は実質的に使用権利を持つ者(会社や行政機関を含む)です。

対象となる整備提案

次の要件をすべて満たす整備です。

- 住民等が主体となって実施できる範囲であること。
- 公共性があること。
- 住民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源などを生かした取組で、その成果が地域まちづくりに寄与すると考えられること。

※対象外となる整備提案

- ・営利、宗教、政治または選挙活動を目的とした整備提案
- ・特定の個人のみが利益を受ける整備提案
- ・公序良俗に反する整備提案
- ・国、地方公共団体、もしくはそれらの外郭団体から資金的支援を受けている、または受けようとしている整備提案
- ・整備場所又はその近く^{*1}にあるヨコハマ市民まち普請事業整備助成金の交付を受けて整備した施設(5年又は10年経過したものを除く)のメンバーが過半数であるグループの整備提案

※整備した施設で行うことのできない行為

- ・宗教、政治または選挙活動を目的とした行為

支援内容

- 提案の実現性を高めるため、提案内容の整理や関係機関との協議・調整などを地域まちづくり課の職員が支援します。
- 1次コンテストを通過すると、活動費用(最大30万円)を交付します。また、提案内容について専門的な見地からアドバイスをしてくれるまちづくりの専門家を紹介します。
- 2次コンテストを通過すると、整備費用(50万円~500万円)を交付します。

お問い合わせ先

横浜市都市整備局地域まちづくり課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL. 045-671-2679 FAX.045-663-8641

MAIL: tb-seibiteian@city.yokohama.jp

Webで検索

Facebookで検索



2022年3月

いつでもご相談ください!

まち
普請

ヨコハマ市民まち普請事業

応募期間: 令和4年

4月1日(金)

~5月31日(火)

施設整備を伴う

身近なまちづくりの
提案大募集!!

事前登録制度あり

ご相談は通年にわたって受け付けています。

50万円~500万円までの整備助成金!!



まち普請
ホームページは
コチラ



あなたのまちのみんなの夢を
まち普請事業を使って形にできます!
まずはお気軽にご相談ください。

横浜市都市整備局

ヨコハマ市民まち普請事業とは？

市民の皆さんが主体となつて行う、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、支援、助成を行う事業です。

施設整備のアイデア検討やコンテストへのチャレンジ、地域の方々との合意形成、整備への労力提供などの機会を通じて、地域コミュニティが活性化し、地域まちづくりの輪が広がることを目的としています。

夢を叶えた施設を紹介
皆さんも夢をカタチにしませんか？

自然体験の場



小学校の中の総合学習の場



ふなだまりの憩いの場



自然が調和する里山づくり

交流の場



多世代・多国籍の方々が集う場所



公園の中の見守り合いの拠点

防災施設



地下貯水槽と手押しポンプ

道路・案内板等



まちの階段をカラーリング



まちの魅力を発信するエリアマップ

まち普請事業では、**分野を問わず**、
様々な夢をカタチに
することができます。

※ヨコハマ市民まち普請事業のホームページですべての整備事例を紹介しています。

相談/事前登録

※事前登録は応募の条件ではありません。詳細はお問い合わせください。

応募

4月1日～5月31日

ここからが夢のスタート

「応募申込書」と、地域で取り組んでみたい施設整備のアイデアをまとめた「提案書」を提出してください。

1次
コンテスト

7月頃

アイデアと熱意で勝負

審査員と一般参加者に向けて提案内容を説明していただきます。審査員との質疑応答を経て、公開投票により2次コンテストへ進む提案が選考されます。

審査基準 ①創意工夫 ②意欲 ③公共性



活動助成金

1次コンテストを通過すると、最大30万円の活動助成金を受けることができます。助成対象は、まちづくりの専門家への謝金や活動の広報印刷費などです。

活動懇談会

9月頃

意見交換とアドバイス

計画づくりの段階で、審査員、まち普請事業の先輩と意見交換できる場です。2次コンテスト通過に向けて、具体的なアドバイスを受けることができます。



2次
コンテスト

1月頃

熱意に加えて、より具体性を

検討を重ね磨きあげた提案を発表していただきます。審査員との質疑応答を経て、公開投票により助成対象となる提案が選考されます。

審査基準 ①創意工夫 ②実現性 ③公共性
④費用対効果 ⑤地域まちづくりへの発展性



整備(次年度)

整備助成金

2次コンテストを通過すると、最大500万円の整備助成金を受け取ることができます。助成対象は、設計費、工事費、工事管理費、活動費です。



活用・運営

活用・運営

つくって終わりではありません。維持管理、活用・運営を通して、地域まちづくりの輪を広げていきましょう。
※整備成果報告会
整備の翌年度に整備成果の報告をしていただきます。

